

川越市介護保険規則の一部改正（案）に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方

平成25年4月
福祉部介護保険課

川越市介護保険規則の一部改正（案）につきまして、ご意見を募集したところ、1名の方から1件のご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。

【意見の概要】

住宅改修費及び特定福祉用具購入費について、利用者から費用の分割払いの依頼がある。また、資金がないため手すりの設置ができない場合もあることから、受領委任払い方式の採用は利用者も助かる。（利害関係者）

【意見に対する市の考え方】

従来の償還払い方式では、一時的な費用負担があることから、一部の低所得の方の利用が厳しいという状況がありました。そのため、住宅改修費及び特定福祉用具購入費の支給について、従来の償還払い方式に加え、新たに受領委任払いの方式を採用しました。これにより低所得者の利用抑制を防ぎ、ひいては介護保険制度の円滑な実施を図ることができます。